

○吉井川荘職員被服等貸与規程

昭和55年4月5日
組合規程第3号

改正 平成15年3月27日組合規程第20号 平成19年3月12日組合規程第35号

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、吉井川荘に勤務する事務員に対し、職務の執行上必要な被服及び作業靴(以下「被服等」という。)を貸与することについて必要な事項を定める。

第2条 被貸与者、品目、数量、期間は概ね次のとおりとする。

| 貸与を受ける事務員 | 品目 | 数量 | 期間 | 備考 |
|-------------------------|---------|----|----|------------------------|
| 介護士、看護師、栄養士、 調理員、介助員 | 制服 | 1 | 3年 | ただし、制服については必要に応じて貸与する。 |
| | 作業衣 | 2 | 1年 | |
| | 予防衣 | 2 | 1年 | |
| | 作業靴 | 1 | 1年 | |
| その他の職員 | 制服又は作業衣 | 1 | 2年 | 業務の必要に応じ貸与する。 |

ただし、作業衣については夏、冬、それぞれ支給する。

第3条 被貸与者は、貸与品の扱いについて充分留意し、目的以外に使用してはならない。

2 貸与品の補修及び洗濯は被貸与者の負担とする。

第4条 被貸与者は貸与期間満了前に退職したときは、直ちに貸与品を返納しなければならない。

附 則(昭和55年4月5日組合規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月27日組合規程第20号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月12日組合規程第35号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。